17/8/27版

２０１７年「口利き」記録制度の調査

全国市民オンブズマン連絡会議

１　「忖度」と「口利き」記録制度

昨年（２０１６年）に続き、都道府県、政令市、中核市を対象として、行政への記録制度について調査を行った。

今年は、行政への不当な働きかけが大きな争点となった。森友学園に対する公有地の廉価売却と加計学園の獣医学部新設に関する疑惑だ。いずれも首相の意思を行政が「忖度」して、公正な行政運用が害されたのではないか、という点が焦点だ。森友学園の問題では、学園理事長から、学園側が便宜を図ってもらうよう依頼した政治家の名前が次々と発せられた。加計学園では、「官邸の意向」の有無が焦点となっている。では仮に、森友問題で、教育行政を担当する大阪府に働きかけを記録し、開示する制度が機能していれば、加計問題で、特区の現場である今治市や愛媛県、文科省に同様の制度があったらどうだったろうか。むろん、制度があったからといって、ただちに政治家の働きかけや「官邸の意向」が記録されるとは限らない。しかし、行政の意思決定の公正さに対する信頼性がここまで揺らぐことはなかったのではないか。

２　調査方法

昨年同様、４７都道府県、２０政令市、４８中核市ならびに今治市を対象とし、本年（２０１７年）６月１日現在の制度について、アンケート調査の方法によって調査した。

アンケートで明らかにしたい事項は、①行政に対する働きかけを記録する制度を設けているか、制度を設けている場合には、②記録する働きかけを「不当、違法な働きかけ」に限定しているか、③これらの情報について、情報公開条例以外の方法で開示、公表しているか、④記録件数、⑤その他特記事項とし、アンケート用紙を各自治体に配布し、回答を集計し、対象全自治体から回答を得た。

３　制度の制定状況

（１）新たな記録制度を制定した自治体

条例、要綱を問わず、この１年内に新たな記録制度を設けた自治体は東京都だけであった[1]。東京都では、過去、「要望、相談等に関するもの」を記録する制度を設けていたものの、この制度は、働きかけを記録することそれ自体を目的とするものではなかった。これに対して都は昨年(２０１６年)１１月に新たに「職務に関する働きかけについての対応要綱」を設け、行政に対するすべての働きかけを記録する制度をスタートさせた。知事の交代と、豊洲市場への移転問題があったことが制度化の背景にあることは明らかだ。利権が渦巻くオリンピックの開会を控え、確実に働きかけが記録されることを求めたい。

また、姫路市は昨年の調査では、不当、違法な働きかけだけを対象としていたが、２０１７年４月から、全ての働きかけを記録するように制度を改めた。

（２）愛媛県、今治市では制度そのものがない

都道府県では２９の都府県が、政令市では１６の市が、中核市では２７市が働きかけを記録する何らかの制度を設けていた。森友学園の問題が発生した大阪府は、府政への意見を募集し、これを公表する制度を設けている。したがって、違法、不当なものに限らず府政への意見を広く記載する制度を備えているとも言えなくはない。寄せられた声を「府民の声」に登録するかどうかは、登録の基準「意見」「要望」「提言」「苦情」に照らして、登録対象とするか否かを議員が判断する。という運用にな っている。登録されたものは、公表の考え方に添って原則全て公表している。しかしこの制度は、仮に違法、不当な働きかけがあったとしても、働きかけの当事者の意思によって公表されない余地を残す点で不十分だ。さらに、森友問題の疑惑のような個別的な働きかけは、府政運用に対する提言や要望、意見ではない、として、職員が記載を控える、という危険もある。いずれにしても、働きかけの記録・公開制度としては不十分だ。そこで、今回は、公表制度を設けている自治体には含めなかった。

[1]昨年と制度は変わっていないが、制度の理解を誤っていたとして、昨年と回答を異にする自治体がいくつかあった。これは、制度について職員自身、十分な理解がなかったことを意味する。私たちのアンケートにより、正しい制度の理解が自治体職員自身になされたとすれば、それ自体、運用の改善と言えなくはない。しかし、制度の理解が自治体職員自身にも不十分だ、という自体は、運用が職員相互間でも周知されておらず、制度自体、眠っていると同様とも言えるのではないか。

一方、加計学園に関連する愛媛県や今回特別に調査した今治市は、記録制度そのものを設けていなかった。記録制度そのものがない、ということは、それだけ、外部の働きかけに対する耐性がない、ということだ。早急に制度を設けるべきだ。

都道府県（４７）		政令市（２０）		中核市（４８）	
制度あり	制度なし	制度あり	制度なし	制度あり	制度なし
２９	１８	１６	４	２７	２１

４　記録の要件（違法・不当が要件か）

（１）不当・違法を要件としている自治体

記録制度を設けている自治体に対して、不当または違法な働きかけであることを要件としているか、引き続き調査した。その結果は以下の通り。都道府県では、違法、不当を要件とする自治体が多数派であったが、市では政令市、中核市とも違法・不当な働きかけに限らず、全てを記載する、と回答した自治体が多数であった。

なお、先に述べたように、姫路市は２０１７年４月１日から原則全件記録するように改めた。他自治体も追随して頂きたい。

都道府県（記録制度ある自治体総数２９）		政令市（記録制度ある自治体総数１６）		中核市（記録制度ある自治体総数２７）	
違法・不当のみ	全て	違法・不当のみ	全て	違法･不当のみ	全て
１７	１２	６	１０	１０	１７

（２）要件と記録件数

次に、違法・不当な働きかけ要件の有無と記録件数については、傾向が顕著だ。違法、不当な働きかけのみを記録すると回答した都道府県、政令市、中核市の３３自治体中、昨年平成２８年度の記録件数は、盛岡市の３件だけ。それ以外の３２の県と市では０であった。

一方、違法、不当を要件としない自治体では、自治体によって差はあるものの、働きかけが記録されている。都府県では、東京都が１６１件、沖縄県３３件、府政への意見募集という制度を設けている大阪府が２７，７

１４件となっている。政令市では神戸市の３１，４２３件を筆頭に、大阪市が２０，２６８件、京都市が７，５２７件、仙台市が１，０７４件、名古屋市が３９３件、岡山市が１４件、熊本市が１件、中核市では岐阜市が１２，２８４件、高槻市が８，８５７件、尼崎市が平成２７年の記録で５，５６６件、長崎市が３，３５４件、大津市が２，０５１件、東大阪市が１２５件、豊田市が２４件、奈良市が１５件、姫路市が６件となっている。

昨年も指摘したように、違法、不当な働きかけだけを記録すれば足りる、という発想では、働きかけが正確に記録されることを期待できない。働きかけを記録する自治体職員に違法、不当の判断をさせることが、当の職員が記録後の開示を想定することで、判断を萎縮させるからだ。

（３）議員からの口利き・働きかけ記録件数

記録された働きかけの内、当該自治体議員からの口利き・働きかけ件数を回答したのは、東京都（８８件）、大阪府（１件）、名古屋市（６９件）、京都市（４３２件）、大阪市（２４８件）、神戸市（６７５件）、岡山市（７件）、熊本市（１件）、岐阜市（１１０７件）、豊田市（４件）、東大阪市（５件）、奈良市（１３件）、長崎市（１７１件）であった（件数のとりまとめをしていないのは広島市・高槻市・枚方市・尼崎市）。

自治体の議員の職務内容はほぼ全国共通だ。上記自治体の議員のみが口利き・働きかけしているとは考えにくい。しかも、議員や政治家の働きかけによって、森友学園同様、行政の中立性に対する疑義が生じる。制度によって、働きかけの内容を市民が判断できるようにすべきだ。

なお、議員からの口利き・働きかけ記録があると回答した自治体については、全件情報公開請求を行ったが、本原稿締め切りまでに集約が間に合わなかった。

（４）記録件数の意味するもの

記録数０の意味については、不当、違法な働きかけがなかったのか、不当、違法な働きかけがあったが、働きかけを受けた職員の側で記載をしなかったのか、論理的には断定できない。しかし、働きかけを受けた当の自治体職員が受ける精神的な圧力を考慮した場合、不当、違法な働きかけと判断できるものであっても、あえてこれを記録しない、という事態が生じることは、容易に想定できる。

一方、全てを記録している自治体中でも、記録件数には大きな相違がある。先に述べた大阪府は、府政への意見募集という制度に基づく件数であ

るから、数字の意味合いを異にするとしても、３１，４２３件の神戸市、７，５２７件の京都市、３９３件の名古屋市に共通するのは、条例に基づいて記録するという点だ。中核市でも、８，８５７件の高槻市、２，０５１件の大津市は条例に基づく記録制度だ。要綱に基づく大阪市（２０，２６８件）や岐阜市（１２，２８４件）、尼崎市（平成２７年度で５，５６６件）などの例外があるものの、要綱、要領などの内規に基づくよりも、条例に基づく記録制度の方が、より多くの件数が記録される傾向にある。

記録が条例で義務付けられることで、働きかけを記録するに際して、職員にかかる精神的な圧力がなくなることが原因ではないだろうか。

５　情報公開条例以外の開示制度の有無

記録された働きかけの内容をより簡単に市民が知るために、情報公開条例に基づく開示請求以外に、より簡便な方法で開示する制度を設けているか否かを質問した。

都道府県では、記録制度を設けている２９自治体のうち、１１自治体が、政令市では１６自治体のうち、７自治体が、中核市では２７自治体のうち、９自治体が情報公開条例以外の手続きで情報を開示（公表）する制度を設けている、と回答している。

６　まとめにかえてー「忖度」に対する処方

森友学園問題にしても、加計学園問題にしても、背景にあるのは、政治の腐敗と、これに同調する官僚の存在だ。こうした腐敗に対する最も有効な手段は、情報の公開だ。ところが、昨年の調査以降この１年の間に、都道府県と中核市以上の都市を含めて、記録制度の見直しをした自治体は東京都と姫路市だけだった。この事実は、自治体の首長の記録の作成、保管を含む、情報公開制度への意識が、全国的にきわめて低いことを示す。

全国市民オンブズマン連絡会議が発足し、官官接待の追及を皮切りに情報公開制度を用いて行政の腐敗の調査を行っていた、今から２０年前の９７年頃、当時の宮城県の浅野知事は「市民オンブズマンは敵だ。しかし、傷口を教えてくれたドクターとも言える。必要な敵だ。」とインタビューで答え（９７年５月１日河北新報）、その後も宮城県の情報公開制度を充実させていった。市民オンブズマンに対する位置付けはともかくとして、宮城県以外でも、情報公開制度を、市民の監視によって行政の意思決定の公正

ていた自治体はむしろ多数派だった。

翻って現在。森友問題や加計問題によって、行政の意思決定の公平さに対する国民の不信は、政権を揺るがすまでになっている。しかし、政治家や職員 OB 有力者の行政への働きかけが、公正な行政の意思決定を歪め、行政への信頼を害する危険は、全国の自治体で起こり得ることでもある。その中にあって、働きかけを隠蔽しようとするか、情報を開示して市民の批判に応えていく途をとるかは、自治体の首長の市民に対する信頼、もっと言えば、民主主義に対する信頼の程度を示すものだ。

今回の大会では、電子情報の公文書性についての自治体の判断も同時に調査した。その結果、記録に残すか否か、つまり、情報公開の対象とするか否かについて、行政の判断を介在する自治体が多数であることが明らかになった。この調査における、政策に対する働きかけについても、すべての働きかけを記録する、と回答した自治体は少数派だ。

しかし、いうまでもなく、記録に残すことは情報公開の基本である。情報公開は説明責任と表裏の関係にある。記録に残さない、という判断は、現在の市民に対する説明責任の放棄であると同時に、将来の市民に対する説明責任を放棄することでもある。従って、民主主義の観点から見れば、すべてを記録に残す制度を設けることが求められている。違法、不当な働きかけだけを記録する制度では、働きかけが記録されないことは、昨年も述べた通りだ。

森友学園や加計学園の問題が生じても、働きかけの記録制度について東京都と姫路市以外に改善が見られないことは、改善をしないほとんどの首長が、説明責任を負いたくない、と考えているか、あるいは首長自身が働きかけをする側に位置するかどちらかではないだろうか。早急に制度の改善を求めたい。

（了）

	要望・働きかけ記録制度			記録の要件	記載事項・情報公開制度以外の公開	記録件数		備考欄
自治体名	制定済みか否か	制度の名称	施行年月	「不当・違法」な働きかけが要件か		Ｈ２８年度　制度に基づく記録件数	うち貴自治体議員によるもの	
北海道	×							※1
青森県	×							
岩手県	×							※２
宮城県	○	①宮城県不当要求行為防止対策要綱 ②契約業務等に関する働きかけへの対応要領	①平成17年4月1日 ②平成14年7月1日	違法・不当	×	①0②0	①0②0	
秋田県	○	職務に関する働きかけについての取扱要綱	2008.11.1	違法・不当	×	0	0	
山形県	×							
福島県	○	職員に対する働きかけに関する対応要綱	2007/4/6	全部	○	0	0	※３
茨城県	○	茨城県の入札・契約等の業務に関する不当な働きかけについての対応要領	2013/4/1	違法・不当	○	0	0	
栃木県	×							
群馬県	○	職務に関する働きかけに対する対応要綱	平成21年４月	違法・不当	×	0	0	
埼玉県	×							
千葉県	×							
東京都	○	職務に関する働きかけについての対応要綱	H28.11	全部	○	161	88	※４
神奈川県	○	神奈川県職員等不祥事防止対策条例	2007/10/19	違法・不当	○	0	0	※５
新潟県	○	職員の退職管理に関する規則	2016/4/1	違法・不当	×	0	0	※６
富山県	×							
石川県	×							
福井県	×							
山梨県	○	①山梨県退職職員の再就職等に関する取扱要領 ②山梨県人事委員会採用等に係る働きかけについての取扱要綱・同公表要領 ③山梨県職員の採用の選考に係る働きかけについての取扱要綱・同公表要領 ④山梨県教育委員会における採用等に係る働きかけについての取扱要綱・同公表要領	①平成１９年１２月 ②平成２１年１月 ③平成２１年１月 ④平成２１年１月	違法・不当	○	0	0	※７
長野県	○	公職にある者等からの働き掛けに関する取扱要領	Ｈ15.10	全部	×	0	0	
岐阜県	○	外部からの不法・不当なはたらきかけの対応方針	2006/12/10	違法・不当	×	0	0	
静岡県	○	一定の公職にある者等からの提言等に関する対応要領	H16.1	全部	×	0	0	
愛知県	×							
三重県	○	文書によらない要望等に関する取扱要領	平成18年12月	全部	×	0	0	
滋賀県	○	職務に関する働きかけについての対応要領	平成16年４月	違法・不当	×	0	0	
京都府	○	京都府への提言、要望、意見等に関する取扱要領	平成16年11月	全部	×	0	0	
大阪府	×					27714	1	※８
兵庫県	○	応対記録票等取扱要領	昭和63年8月	全部	×	0	0	
奈良県	×							
和歌山県	○	不当要求行為に対する事務取扱要領	H20-10	違法・不当	○	0	0	

	要望・働きかけ記録制度			記録の要件	記載事項・情報公開制度以外の公開	記録件数		備考欄
自治体名	制定済みか否か	制度の名称	施行年月	「不当・違法」な働きかけが要件か		Ｈ２８年度　制度に基づく記録件数	うち貴自治体議員によるもの	
鳥取県	○	県内で選出された一定の公職にある者からの提言、要望、意見等に関する取扱要領	2002/8/1	全部	○	0	0	※９
島根県	×							
岡山県	○	職員に対する提言等への対応に関する取扱要綱	平成１９年７月	全部	×	0		
広島県	○	建設工事等の入札 ・契約 事務 に関する外部からの働きかけ等へ対応要綱	2013/2/8	違法・不当	○	0	0	※１０
山口県	○	一定の公職にある者等からの働きかけ等に対する県職員の対応要綱	平成19年8月	違法・不当	×	0	0	
徳島県	○	業務に関する要望等に対する職員の対応要綱	2004/4/1	全部	×	0	0	
香川県	×							
愛媛県	×							
高知県	○	職務に関する働きかけについての取扱要綱	H15.9	違法・不当	○	0	0	
福岡県	×							
佐賀県	×							
長崎県	○	職員以外の者に対する職員の対応要綱	2003/4/1	全部	×	0	0	※１１
熊本県	○	不当な働きかけに対する職員の対応要項	2009/4/1	違法・不当	×	0	0	
大分県	○	一定の公職にある者等からの職務に関する働きかけについての取扱要綱	H20.8	違法・不当	○	0	0	
宮崎県	○	職務に関する不当な働きかけについての取扱要領	平成19年4月	違法・不当	×	0	0	※１２
鹿児島県	○	建設工事等の入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等対応要領	2009/4/1	違法・不当	○	0	0	※１３
沖縄県	○	「県民ご意見箱」実施要領	2001/8/29	全部	×	33	0	
	○			違法・不当	○			
	29			17	11			
	×			全部	×			
	18			12	18			

札幌市	×							
仙台市	○	①仙台市市民の声事務取扱要綱、市民の声に関する事務処理要領 ②仙台市不当要求行為等対策要綱	①平成10年4月 ②平成17年10月	全部	×	1,074	0	※１４
さいたま市	○	①さいたま市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則 ②さいたま市特定要望の記録及び報告に関する要綱	平成24年7月	違法・不当	×	0	0	
千葉市	○	千葉市職員の公正な職務の執行の確保に関する要綱	2012/4/1	違法・不当	○	0	0	※１５
横浜市	○	特定要望記録・公表制度	平成21年４月	全部	○	0	0	
川崎市	×							
相模原市	×							
新潟市	○	新潟市における法令遵守の推進等に関する条例	2005/10/1	全部	×	0	0	※１６
静岡市	×							

	要望・働きかけ記録制度			記録の要件	記載事項・情報公開制度以外の公開	記録件数		備考欄
自治体名	制定済みか否か	制度の名称	施行年月	「不当・違法」な働きかけが要件か		Ｈ２８年度　制度に基づく記録件数	うち貴自治体議員によるもの	
浜松市	○	浜松市入札・契約事務に係る働きかけへの対応要綱	2015/4/1	違法・不当	○	0	0	
名古屋市	○	要望等記録制度（名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例）	平成26年12月	全部	○	393	69	※17
京都市	○	京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例	平成19年10月	全部	○	7527	432 ※３	※１８
大阪市	○	職員の職務の執行に関する要望等の記録等に関する規則	平成18年9月	全部	○	20,268	248	
堺市	○	堺市職員の公正な職務の確保に関する要綱	2004/9/1	違法・不当	×	0	0	
神戸市	○	神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例	2007/1/1	全部	×	31,423	675　※	※19
岡山市	○	岡山市職員に対する職務に関する要望等の取扱いに関する規程	H21.8月	全部	×	14	7	
広島市	○	職務に関する要望等についての事務処理要綱	平成16年4月1日	全部	×	件数の取りまとめはしていない。	件数の取りまとめはしていない。	※20
北九州市	○	北九州市職員の公正な職務の執行の確保に関する要綱	2007/3/1	違法・不当	×	0	0	
福岡市	○	職員への不正な働きかけ等に対する組織的対応に関する規程	平成14年4月	違法・不当	×	0	0	
熊本市	○	熊本市市民の声取扱要綱	2005/4/1	全部	○	1	1	※２１
	○			違法・不当	○			
	16			6	7			
	×			全部	×			
	4			10	9			

函館市	○	議員等との打合せにおける記録等についての取扱要綱	2008/4/1	全部	×			
旭川市	○	旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例	平成20年4月	違法・不当	×	0	0	
青森市	×							
八戸市	×							
盛岡市	○	盛岡市市政における公正な職務の執行の執行の確保に関する条例	2010/1/1	違法・不当	○	3	0	※２２
秋田市	×							
郡山市	×							
いわき市	○	いわき市職員に対する働きかけ及び不当要求行為等への対応に関する要綱	2008/4/1	違法・不当	×	0		
宇都宮市	×							
前橋市	○	前橋市不当要求行為等対策要綱	2005/2/15	違法・不当	×	0	0	
高崎市	×							
川越市	○	①川越市職員に対する働きかけに関する取扱要綱 ②川越市不当要求行為等対策要綱	①平成15年10月 ②平成16年11月	全部	×	0	0	※２３
越谷市	○	越谷市不当要求行為等対策要綱	平成17年1月	違法・不当	×	0	0	※２４
船橋市	×							
柏市	×							
八王子市	×							
横須賀市	×							

	要望・働きかけ記録制度			記録の要件	記載事項・情報公開制度以外の公開	記録件数		備考欄
自治体名	制定済みか否か	制度の名称	施行年月	「不当・違法」な働きかけが要件か		Ｈ２８年度　制度に基づく記録件数	うち貴自治体議員によるもの	
富山市	×							※２５
金沢市	×							
長野市	×							
岐阜市	○	岐阜市政策提言、要望、要請等取扱要領	平成25年4月	全部	○	12284	1107	※26
豊橋市	○	豊橋市公益通報者の保護及び不当要求行為等の防止に関する要綱	平成18年4月	違法・不当	×	0	0	※２７
岡崎市	×							
豊田市	○	①豊田市議会議員による政治倫理基準違反行為等への対応に関する要綱 ②意見・要望等の取扱いに関する手引き	①平成２２年１０月 ②平成２５年４月	全部	○	0 24	0 4	※２８
大津市	○	・大津職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例 ・大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則	条例及び規則につき、平成２４年４月１日施行	全部	×	2051	－	※２９
豊中市	○	市政に対する提言等の報告等に関する要綱	2007/5/1	全部	×	0	0	
高槻市	○	高槻市公正な職務の執行の確保等に関する条例	平成21年4月1日	全部	×	8,857	分類していない	※３０
枚方市	○	職務の執行に対する意見、要望等の記録等に関する条例、同施行規則	平成19年4月1日	全部	○	平成29年12月末に公表予定。	議員分としては集計していない。	※３１
東大阪市	○	要望等事務処理要領	2004/6/3	全部	×	125	5	※32
姫路市	○	姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例	2014/7/1	全部	×	6件	0件	※３３
尼崎市	○	尼崎市政に対する要望等の記録化に関する要綱	2006/9/1	全部	×	平成28年度分については、まだ集計を行っていません。平成27年度分：5566件		
西宮市	○	(A)職務に関する元職員働きかけ対応要綱、(B)西宮市入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等対応要領、(C)西宮市上下水道局職務に関する元職員働きかけ対応要綱	(A)H28.3、 (B)H23.11.1、 (C)H28.3	全部	○	0	0	※３４
奈良市	○	奈良市職員の職務に関する要望等の記録等に関する要綱	2011/5/9	全部	○	15	13	※３５
和歌山市	×							
倉敷市	○	倉敷市入札及び契約事務に係る不当な働きかけに関する取扱要綱	2014/8/1	違法・不当	×	0	0	※３６
呉市	○	呉市における法令遵守の推進に関する条例	2007/7/1	全部	○	0	0	
福山市	×							※３７
下関市	×							
高松市	○	職務に関する要望等の取扱いに関する要綱	平成18年10月	全部	×	0	0	
松山市	○	松山市コンプライアンス条例	1/1/2013	全部	○	0	0	

	要望・働きかけ記録制度			記録の要件	記載事項・情報公開制度以外の公開	記録件数		備考欄
自治体名	制定済みか否か	制度の名称	施行年月	「不当・違法」な働きかけが要件か		Ｈ２８年度　制度に基づく記録件数	うち貴自治体議員によるもの	
高知市	○	①契約業務に係る働きかけへの対応要領 ②地方公務員法第38条の２第７項に基づく届出に関する規則	①平成20年４月1日 ②平成28年４月1日	違法・不当	×	0	0	※３８
久留米市	×							
長崎市	○	職員への依頼等の報告要領	平成15年5月	全部	×	3,354	171	※３９
佐世保市	○	佐世保市不当要求行為等対策要綱	平成22年7月8日	違法・不当	×	0	0	
大分市	○	大分市における公正な職務の執行の確保等に関する条例	平成22年4月	違法・不当	○	0	0	※４０
宮崎市	×							
鹿児島市	×							
那覇市	×							
	○			違法・不当	○			
	27			10	9			
	×			全部	×			
	21			17	18			
今治市	×							

※１	北海道	現行の文書管理規程等の適切な運用により対処
※２	岩手県	「外部からの職務に関する働きかけに対する取扱要領」を平成16年４月に制定したが、当該要領と同趣旨の規定が平成28年４月施行の地公法一部改正の中で反映されていることから、当該要領を平成28年３月に廃止した。 要領中、「働きかけ」の定義は職員に対して職員を退職した者からなされるものと規定していた。
※３	福島県	働きかけを行った者の類型等については、随時公表としている。
※４	東京都	要綱に基づき、年度に1回、概要を公表している。
※５	神奈川県	神奈川県職員等不祥事防止対策条例に基づく随時公表。当該記録情報のうち、神奈川県情報公開条例第５条に規定する非公開情報に該当する情報については、公開又は公表しない。
※６	新潟県	制度として公開は予定していないが、情報公開条例に基づく請求があった場合は、個別に対応する。
※７	山梨県	①退職後２年間は、県への営業活動を「自粛」することとしていることから、不当・または違法な働きかけであることを要件としている。 ②③④採用等に関し、県の職員に対し選考に関する職務上の行為をさせるように、又はさせないように働きかけを行うこと自体が不当・違法なものとなるため、不当・違法な働きかけであることを要件としている。ただし、「選考に係る制度等の改善に資する働きかけ」については、不当・または違法な働きかけであることを要件とはしていない。
※８	大阪府	http://www.pref.osaka.lg.jp/fumin/fusei_iken/
※９	鳥取県	公開とは別に「公職者の職名」「提言等概要」等を県のホームページで公開
※１０	広島県	https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k01/file/gaibu_280601.pdf
※１１	長崎県	「記録事項と公開の中」については情報公開条例に基づき公開できない部分がある場合あります。
※１２	宮崎県	制度は平成19年4月から公共工事を対象として開始し、平成20年9月から全ての業務を対象とした。 その他の記録内容は、日時、方法、場所。
※１３	鹿児島県	この他，「暴力行為等，社会行為を逸脱した手段による違法又は不当な行為の要求」への対処を目的とした「不当要求行為等対策要綱」を制定している。
※１４	仙台市	・①の記録は、口利き・働きかけに関するものではなく、要望・相談等に対するもの ・①②いずれも記録の公開については、情報公開条例の規定に基づき、個別事案ごとに公開（開示）の可否を判断する。
※１５	千葉市	「(3)記録事項と公開」についての補足 ○公開の有無については、不適正要望等について、公正な職務の執行を損なうおそれがあるため対応できない旨及び当該要望等の取下げを求めてもなお取下げないときは、その概要を公表する。公表の方法は、市ホームページに、受付日、所管課、要望者区分、要望の概要及び対応結果を掲載（要望者が特定される情報を除く。）。 ○公開の根拠制度については、「a 情報公開条例に基づく公開」及び「ｂ 定期的または随時公表」が該当するため「ｄ　その他」として回答。
※１６	新潟市	(1)条例の中に「特定要求行為への対応」として規定しています。 (3)条例の運用状況を毎年度公表することも条例で規定しています。 (4)特定要求行為のうち不当要求行為のみ件数を把握しており，H28年度は該当するものはありませんでした。
※１７	名古屋市	（３）アにおいて、公務員等は情報公開条例に基づいて公開する。 不当要望・行政対象暴力については、公正職務条例に基づき年に一度、件数及びその概略について公表している。

※１８	京都市	※１　記録の対象となる不正な要望又は不正な言動を伴う要望の定義は，条例第２条第４号及び同条第５号を参照のこと。 本市コンプライアンス推進室ＨＰhttp://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000189339.html ※２　不正な要望等の内容は，毎年度発行する京都市人事行政白書において，要望時期，事案概要及び講じた措置等を公表している。 ※３　公職者（国会議員，地方公共団体の議会の議員（本市の市会議員を含む。），他の地方公共団体の長，上記議員等の秘書その他その活動を補佐する者又は国や他の自治体の職員）の総計
※１９	神戸市	※公職者（県会議員等含む）によるものを記載（本市議員のみの件数は記録していません）
※２０	広島市	(3)の公開については、個別具体の事案に応じて開示の可否等を判断する。
※２１	熊本市	(3)dの内容　基本的にホームページに掲載するが、要綱第８条に係るものについては、職員の共有及び市民への公開をしないことができるものとしている。
※２２	盛岡市	条例に基づき，毎年度，条例の実施状況の概要を公表
※２３	川越市	①全部　②違法・不当
※２４	越谷市	「（３）記録事項と公開」の「公開の有無」については、越谷市情報公開条例における非公開情報に該当すれば、非公開といたします。
※２５	富山市	検討中
※２６	岐阜市	記録件数の「うち貴自治体議員によるもの」の項目ですが、当市の要領の記録票においては、公職者等とのくくりとして国会・地方議員、他の地方公共団体の長若しくはそれらの職を退いた者又は岐阜市職員であった者等として把握しておりますので純粋な自治体議員によるものとしての数字ではありません。
※２７	豊橋市	公開については請求があれば非公開事由以外は公開
※２８	豊田市	①違法・不当　②全部
※２９	大津市	（３）については、情報公開請求があった際に、要望等を保管する担当課が対応している。 （４）の「うち自治体議員によるもの」については、公職者からの要望として集計しているため不明である。
※３０	高槻市	記録は、働きかけ、口利きに対するものだけでなく、要望や相談等に対するもの
※３１	枚方市	※1：条例8条2項、施行規則5条に規定する内容
※３２	東大阪市	記録件数については書面による要望等について記載。 書面によらない部分については、東大阪市コンプライアンス指針において、正確な記録、管理を行い、情報共有を図り、組織として適切な対応をすることとしている。
※３３	姫路市	・（3）アについて、不当要求行為等の公表の際には、当該条例の趣旨から氏名等の個人情報を公開 ・H29.4.1改正で、要望等を、原則、全件記録するよう改めた（これまでは不当要求行為等のみが対象）
※３４	西宮市	庁内３課（(A)人事課、(B)契約課、(C)上下水道総務課）からの回答を合体しました。３課の回答が分かれたプルダウン選択の回答は、コメント欄に記入しています。
※３５	奈良市	働きかけの主体の公開の根拠制度は「a,b,d」
※３６	倉敷市	入札及び契約事務に係るもののみ
※３７	福山市	地公法改正に伴い，「福山市職員の再就職者による依頼等の届出に関する規則」については制定して
※３８	高知市	(3)ウについては，①のみ
※３９	長崎市	記録の公開については、情報公開条例の規定に基づき、個別事案ごとに公開の可否を判断することと
※４０	大分市	公開の根拠制度について、大分市における公正な職務の確保等に関する条例を根拠に公表している。 ただし、個人情報を公表するか否かはその都度判断する。

口利き・働きかけ記録制度調査　御協力のお願い

２０１７年５月９日

各都道府県知事　殿
各政令指定都市長　殿
各中核市長　殿

全国市民オンブズマン連絡会議
事務局長　新海　聡
〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-7-9
チサンマンション丸の内第２　３０３
TEL.052-953-8052　FAX.052-953-8050
http://www.ombudsman.jp/　info@ombudsman.jp

謹　啓

全国市民オンブズマン連絡会議では，昨年度に引き続き、自治体職員に対する「口利き・働きかけ」記録制度調査を実施し、集計結果については，来る９月２日、３日に和歌山市で開催する全国大会で報告を行う予定となっております。

大変恐縮ではございますが，アンケート調査にご協力をお願いしたいと存じます。事務処理の都合上，ご回答につきましては，５月３１日（水）までに頂戴できれば幸いです。なお、回答はできればエクセルに入力いただき,メールにて返信（ info@ombudsman.jp 担当：内田）いただけますと幸いです。

なお、昨年度の調査結果は https://www.ombudsman.jp/taikai/kuchi2016-2.pdf で読むことができます。

よろしくお願い申し上げます。

謹　白

口利き記録制度（2017年5月1日現在）に関する調査

自治体名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　ご担当者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
ご担当者電話　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者メールアドレス　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（1）貴自治体職員に対する要望、働きかけ、「口利き」を記録に残す制度（条例、要綱、要領、規程、基準、指針、規則　等）を制定していますか

（　　）a 制定済
　　制度の名称　（　　）
　　施行年月　（　　）
　　（例規集にない場合は、添付をお願いします。）

（　　）b 未制定
　　今後、制定の予定、計画はありますか　（　　）

（2）制定されている制度について、記録をするにあたって、不当・または違法な働きかけであることが要件となっていますか

（　　）なっている
（　　）なっていない

（3）制度に規定されている記録事項ならびに公開の有無

	記録の有無	公開の有無	どのような制度にもとづいて公開するか、下記 a-d からお選びください。
ア　働き掛けの主体者の情報			
イ　働き掛けを受けた側の情報			
ウ　対応、措置等			
エ　その他			

※公開の制度（複数の制度がある場合には、その旨選択してください）
a 情報公開条例に基づく公開
b 定期的または随時公表
c　特に規定なし
d　その他（ホームページ掲載など）（　　）

（4）上記の制度に基づく平成 28年度における貴自治体職員に対して行われた要望等に関する記録の件数　（　　）件
うち、貴自治体議員によるもの　（　　）件

ありがとうございました。